

① 国家賠償法1条

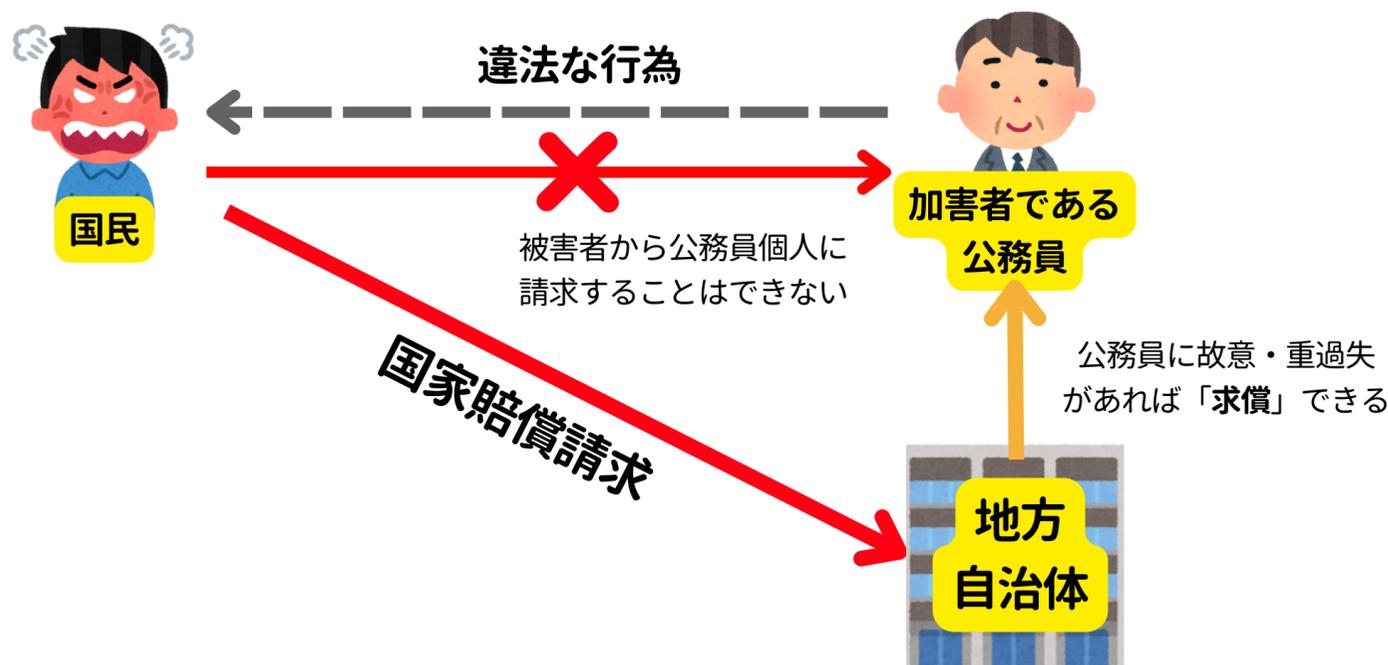
1 国家賠償請求法の性質

国家賠償法1条1項で「国又は公共団体の**公権力の行使に当る公務員**が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定しています。

また、国家賠償法1条2項では「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して**求償権**を有する」と規定しています。

これは、国家賠償法1条に基づく損害賠償責任は「**国や地方公共団体**」が負い、加害者である公務員は、**被害者に対して直接個人責任を負わない**という意味です。仮に、加害者である公務員に「故意や重大な過失」があっても、加害者公務員が直接個人責任を負うわけではなく、あくまで、国や公共団体が、その公務員に対して「**求償**」できるに過ぎないという意味です。

したがって、問題文で「公務員に故意又は重過失のあるときに限り、個人として、被害者に対し直接その責任を負う」は誤りです。また「公務員個人に故意又は重過失があった場合は、国又は公共団体と連帯して当該公務員個人もその責任を負う」も誤りです。たとえ、加害者である公務員に故意や重過失があっても、被害者に対し直接その責任を負うのは国や地方公共団体であり、国や公共団体が、その公務員に対して「求償」できるに過ぎないからです。



2 行政事件訴訟の取消訴訟との関係

国家賠償請求は、行政事件訴訟ではなく「**民事訴訟**」です。また、国家賠償請求を提起する場合には、処分の「**公定力**」は及ばないので、あらかじめ取消訴訟で取り消す必要はなく、**いきなり国家賠償請求を提起できます**。

3

要件①「公権力の行使にあたる公務員」

「公権力の行使」とは、すべての行政作用を意味しており、権力的活動のほか、行政指導などの**非権力的活動**も含まれます。

判例 公立学校における教師の教育活動

公立学校における**教師の教育活動**（体育のプール授業の指導など）も**公権力の行使にあたる**。

判例 保健所勤務の医師による健康診断

国家公務員の健康診断のため国が嘱託した保健所で、県職員の医師が行った健康診断は、医師がその専門的技術及び知識経験を用いて行う一般的診断行為と異なるため、特段の事由がない限り、**公権力の行使にあたらな**
いとした。

判例 国や地方公共団体以外の者が第三者に損害を加えた場合

[事案]

Aは、愛知県による児童福祉法に基づき、社会福祉法人Bが設置運営する児童養護施設C学園に入所したが、入所中の児童から暴行を受けて後遺症が残ったため、C学園の職員等に過失があったとして、愛知県に対して国家賠償法1条に基づく損害賠償請求をした。

[判例のポイント]

- 児童養護施設は、本来都道府県が有する**公的な権限を委譲されてこれを都道府県のために行使するもの**なので、児童養護施設に入所した児童に対する職員等による**養育監護行為**は、都道府県の**公権力の行使にあたる**。
- 国や地方公共団体が国家賠償法1条の責任を負う場合、**使用者である児童養護施設C学園は民法715条に基づく損害賠償責任を負わず**、また、**被用者である職員も民法709条に基づく損害賠償責任を負わない**。

「公務員」とは、公権力の行使を委ねられた者をいい、公権力の行使を委ねられていれば、非常勤、アルバイト、独立行政法人・特殊法人の職員、業務委託を受けた民間人等も含まれる。

判例 加害公務員・加害行為の特定

[事案]

国家公務員Aは、税務署長（**国家公務員**）の行う健康診断で、保健所勤務医師（**地方公共団体の職員**）による胸部エックス線間接撮影を受けたが、①医師によるレントゲン写真による検診、②医師による結果の報告、③税務署長への伝達の過程、④税務署長の措置、のいずれかのミスによって、何ら異常を知らされず、その結果、長期療養を要することになったとして損害賠償請求をした。

[判例のポイント]

複数の公務員が関係しており、一連の行為のどこに過失があったのか**特定できなかつた**としても、一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国や地方公共団体は、**国家賠償法責任を負う**。

4 要件②「職務を行うについて」

「職務を行うについて」とは、任務の遂行・執行としてなされたことが必要です。しかし、自己の利益を図る意図で職務執行をした場合であっても、**客観的に職務執行の外形を備えていれば**、「職務を行うについて」にあたります。例えば、休暇中の警察官が制服を着用して違法行為を行えば、客観的に職務執行の外形を備えているため「職務を行うについて」にあたります。

判例 非番警察官強盗殺人事件

【事案】

警視庁警察官が、**非番の日に制服制帽を着用して**、警察官の職務執行を装って通行人に職務質問を行い、現金を取り上げようとしたが、これを怪しまれたことから拳銃で射殺した。

【判例のポイント】

- 公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合にかぎらず、自己の利をはかる意図をもってする場合でも、**客観的に職務執行の外形をそなえる行為**をして、他人に損害を加えた場合には、「職務を行うについて」にあたる。

5 要件③「故意又は過失のよって違法に」

「故意又は過失のよって違法に」は、国家賠償請求が認められるための重要なポイントになります。この要件に関する判例がたくさんありますが、ここでは、実際に試験で出題された判例をもとにみていきます。

● 試験に出た判例まとめ

| | |
|--|--|
| 課外クラブの活動中に生徒同士の喧嘩により失明した事故 | 町立中学校の生徒が、放課後、体育館での課外クラブ活動中に生徒同士の喧嘩により左眼を失明した。部顧問の教諭がクラブ活動に立ち会っていなかったとしても、その事故が発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務を負うものではなく、教諭に過失はない。 |
| 公立図書館の職員による図書の廃棄 | 公立図書館の職員である公務員が、著作者や著作物に対する独断的な評価や、個人的な好みにより図書を廃棄したことは、著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる。 |
| 在留資格を有しない外国人に対する国民健康保険の適用について、法令解釈を誤った通達 | 在留資格を有しない外国人に対する国民健康保険の適用について、 ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に 、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに公務員に過失があったものとするのは相当ではない。 |

| | | |
|-------------------------------------|----|---|
| 国会議員 の立法不作為 | 原則 | 国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、違法ではない。 |
| | 例外 | ただし、憲法上保障されている国民の権利行使のために、立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合には違法となる。また、この場合には、精神的苦痛についても国家賠償請求できる。 |
| 国会議員が国会 で行った質疑等 | 原則 | 国会議員には免責特権が認められていることから、国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、原則として違法とならない。 |
| | 例外 | ただし、国会議員が、その職務とはかかわりなく違法な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があるときは違法となる。 |
| 厚生大臣の 権限不行使 | 原則 | 医薬品の副作用による被害が発生した場合であっても、厚生大臣（当時）が当該医薬品の副作用による被害の発生を防止するために、その権限を行行使しなかったことが直ちに違法となるものではない。 |
| | 例外 | ただし、副作用を含めた当該医薬品に関するその時点における医学的、薬学的知見の下において、薬事法の目的及び厚生大臣に付与された権限の性質等に照らし、当該権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは違法となる。 |
| 宅建業者の監督 権限不行使 | | 宅建業者の不正行為により取引関係者が損害を受けた場合であっても、都道府県知事等の監督権限の不行使は、原則としてその当該取引関係者に対する関係で直ちに違法とならない（劣悪な宅建業者に対する免許取消処分をしないことは直ちに違法とはならない）。 |
| 鉱山労働者のじん 肺被害 | | 炭鉱における鉱山労働者のじん肺被害について、通商大臣（当時）が鉱山保安法に基づく保安規制の権限を直ちに行行使しなかったことは、その趣旨・目的に照らし、著しく合理性を欠き、違法である。 |
| 水俣病による 健康被害 | | 水俣病による健康被害について、公共用水域の水質保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律に基づく 規制権限を行行使しなかったことは、著しく合理性を欠き違法 である。適切な時期に規制権限（例：工場排水の処理方法の改善、施設の使用の一時停止）を行行使すれば、被害の拡大を防止することができた。 |
| 水俣病認定の遅 延による精神的 苦痛に対する慰 謝料 | | 水俣病患者認定申請をした者が相当期間内に応答処分されることにより焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、不法行為法上の保護の対象になる。 もっとも、申請を受けた処分庁に違法性があるというためには、客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間内に処分ができなかったことだけでは足りず、その期間に比して更に長期間にわたり遅延が続き、かつ、その間、処分庁として通常期待される努力によって遅延を解消できたのに、これを回避するための努力を尽くさなかったことが必要である。 |

| | | |
|-----------------|--|--|
| 裁判官の裁判 | 原則 | 違法とならない。 |
| | 例外 | 裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めることができるような特別の事情があるとき（裁判官が違法な目的をもって裁判をしたときなど）は、違法となる。 |
| 裁判官による逮捕状の発付 | 逮捕状は発付されたが、被疑者が逃亡中であるため、逮捕状の執行ができずに、逮捕状の更新が繰り返されている時点で、被疑者の近親者が、被疑者のアリバイの存在を理由に、逮捕状の請求、発付等の違法性を主張して、国家賠償を請求することはできない。なぜなら、逮捕状の更新時ごとにその適否を捜査機関や裁判所が判断しなければならないとすることは、捜査の遂行に重大な支障を与えるため。 | |
| 検察官がした公訴の提起 | 刑事事件で無罪の判決が確定したというだけで、直ちに逮捕、勾留、公訴の提起、起訴後の勾留が違法とならない。 | |
| 検察官による不起訴処分 | 被害者が、公訴提起によって受ける利益は、反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、検察官の不起訴処分を理由として国家賠償請求はできない。 | |
| 刑務所長による接見不許可 | 親族以外の者から受刑者との接見の申入れを受けた刑務所長に対し、接見の許否を判断するに当たり接見を求める者の固有の利益に配慮すべき法的義務を課するものではない。 | |
| 警察官のパトカーによる追跡 | 警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被った場合、警察官の追跡行為が違法であるというためには、①当該追跡が職務目的を遂行するうえで不必要であるか、②追跡の開始・継続、追跡の方法が不相当であることを必要とする。 | |
| 税務署長が行う所得税の更正処分 | 原則 | 税務署長が行う所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに違法とはならない。 |
| | 例外 | 税務署長が、職務上、通常尽くすべき注意義務を尽くさずに漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法となる。 |

6

要件④「損害の発生」

「損害」には、生命、健康、財産に関する損害のほか、精神的苦痛などの**精神的損害も含まれる**。